

千曲市告示第43号

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

第2条第1号中「空き家」を「未接道空き家」に改め、同条第3号中「空き家及び」を「未接道空き家及び」に改め、同号ただし書中「（2分の1以上が居宅の用に供していること。）」を削り、同条第5号中「集合住宅を除く。」を「延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供しており、かつ、集合住宅でないもの）」に改め、同条第8号中「空き家等」を「法第2条第1項に規定する空家等のうち、戸建て住宅又は併用住宅」に改める。

第4条第1項の表を次のように改める。

事業の種類	対象経費
(1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）	解体工事費（家財道具の撤去、運搬及び処分を除く）に要する費用のほか、解体工事に付随する次に掲げる費用 ア 解体工事後の敷地整地工事 イ 周囲への安全を確保、環境を保持するうえで解体撤去工事及び廃棄物の処分に付随して行うことが適当と認められる工事等
(2) 空き家等解体事業（未接道空き家）	
(3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）	特定空家等の認定要件となった建物等のみ の除去（家財道具の撤去、運搬及び処分を除く）に要する費用
(4) 跡地利活用事業	解体跡地に戸建て住宅又は併用住宅を建設する工事に要する費用

第4条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 解体跡地になってから1年以内に、戸建て住宅又は併用住宅の建設工事に着手していること。

第5条第1項中「空き家等解体事業」の次に「（老朽危険空き家）」を加え、同条第2項中「10分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内とし、100万円を限度」を「対し、50万円以内」に、「30万円を限度として」を「15万円以内を」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項

を加える。

2 空き家等解体事業（未接道空き家）の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内とし、50万円を限度とする。

3 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内とし、20万円を限度とする。

第6条第1項中「空き家等解体事業」の次に「（老朽危険空家）、空き家等解体事業（未接道空き家）又は空き家等解体事業（特定空家等危険除去）（第13条において「空き家等解体事業」と総称する。）」を加える。

様式第1号中

「

(1) 空き家等解体事業	<input type="checkbox"/> 空き家	<input type="checkbox"/> 老朽危険空き家
	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅
(1)		円
(1)	年 月 日 から	年 月 日

」を

「

<input type="checkbox"/> (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）
<input type="checkbox"/> (2) 空き家等解体事業（未接道空き家）
<input type="checkbox"/> (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）
円
年 月 日 から 年 月 日

」に、

「

(1)	円
(1) 補助対象事業費×1/2 =	円
又は上限100万円	
のいずれか少ないほう	円

」を

「

	円
補助対象事業費×1/2 =	円
又は <input type="checkbox"/> (1) 上限 100 万円 <input type="checkbox"/> (2) 上限 50 万円 <input type="checkbox"/> (3) 上限 20 万円 のいずれか少ないほう	円

」に改める。

様式第 2 号中

「

(2) 跡地利活用事業 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域	
<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
(2)	円

」を

「

(4) 跡地利活用事業 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域	
	円

」に、

「

(2)	円
(2)補助対象事業費×2/10 =	円
又は上限 100 万円のいずれか少ないほう+ <input type="checkbox"/> 居住誘導区域 30 万円	円
<input type="checkbox"/> (1) 位置図 <input type="checkbox"/> (2) 所得証明書 <input type="checkbox"/> (3) 建物の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (4) 土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (5) 同意書 (様式第 4 号) <input type="checkbox"/> (6) 市税等の滞納がない証明書 <input type="checkbox"/> (7) 誓約書 (様式第 5 号) <input type="checkbox"/> (8) 工事請負契約書 (写) <input type="checkbox"/> (9) 領収書 (写) <input type="checkbox"/> (10) 建築物の配置図、平面図及び立面図 <input type="checkbox"/> (11) 写真 (着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの) <input type="checkbox"/> (12) 建築基準法に基づく検査済み証 (写) <input type="checkbox"/> (13) その他市長が必要と認める書類	

」を

「

円
上限 50 万円 + <input type="checkbox"/> 居住誘導区域 15 万円
円
<input type="checkbox"/> (1) 位置図 <input type="checkbox"/> (2) 所得証明書 <input type="checkbox"/> (3) 建物の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (4) 土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (5) 同意書 (様式第 4 号) <input type="checkbox"/> (6) 市税等の滞納がない証明書 <input type="checkbox"/> (7) 誓約書 (様式第 5 号) <input type="checkbox"/> (8) 工事請負契約書 (写) <input type="checkbox"/> (9) 領収書等 (写) <input type="checkbox"/> (10) 建築物の配置図、平面図及び立面図 <input type="checkbox"/> (11) 写真 (着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの) <input type="checkbox"/> (12) 建築基準法に基づく検査済み証 (写) <input type="checkbox"/> (13) その他市長が必要と認める書類

」に改める。

様式第 3 号中

「

建築基準法第 43 条第 1 項不適合報告書

」を

「

建築基準法第 43 条第 1 項不適合報告書
(未接道)

」に改める。

様式第 6 号及び様式第 7 号中

「

(1) 空き家等解体事業 (2) 跡地利活用事業

」を

「

(1) 空き家等解体事業 (老朽危険空き家)
 (2) 空き家等解体事業 (未接道空き家)
 (3) 空き家等解体事業 (特定空家等危険除去)
 (4) 跡地利活用事業

」に改める。

様式第8号中

「

- (1) 空き家等解体事業 (2) 跡地利活用事業

」を

「

- (1) 空き家等解体事業 (老朽危険空き家)
 (2) 空き家等解体事業 (未接道空き家)
 (3) 空き家等解体事業 (特定空家等危険除去)

」に改める。

様式第9号中

「

- (1) 空き家等解体事業 (2) 跡地利活用事業

」を

「

- (1) 空き家等解体事業 (老朽危険空き家)
 (2) 空き家等解体事業 (未接道空き家)
 (3) 空き家等解体事業 (特定空家等危険除去)

」に改める。

様式第10号中

「

- (1) 空き家等解体事業

」を

「

- (1) 空き家等解体事業 (老朽危険空き家)
 (2) 空き家等解体事業 (未接道空き家)
 (3) 空き家等解体事業 (特定空家等危険除去)

」に、

「

- (2) 解体工事の領収書 (写)

」を

「

(2) 解体工事の領収書等（写）

」に改める。

様式第11号中

「

(1) 空き家等解体事業 (2) 跡地利活用事業

」を

「

- (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）
- (2) 空き家等解体事業（未接道空き家）
- (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）
- (4) 跡地利活用事業

」に改める。

様式第12号中

「

(1) 空き家等解体事業 (2) 跡地利活用事業

」を

「

- (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）
- (2) 空き家等解体事業（未接道空き家）
- (3) 空き家等硬い事業（特定空家等危険除去） (4) 跡地利活用事業

」に

改める。

様式第13号中

「

(1) 空き家等解体事業 (2) 跡地利活用事業

」を

「

- (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）
- (2) 空き家等解体事業（未接道空き家）
- (3) 空き家等硬い事業（特定空家等危険除去）

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。